

たいにいい・ぼっくすつうしん

Vol. 75

令和3年
6月15日

求められるジャッジメント

例年であれば運動会開催で子どもたちは練習に励んでいる時期なのだろうと、「もし、～なら」が頭の中をよぎります。TV報道で、「オリンピックはやるのに、運動会は何でできないの?」とインタビューを受けていた子供の姿。5月3日の憲法記念日にNHKで「基本的人権の尊重」と「コロナ禍」についてクローズアップされた番組を観ながら、矛盾を感じる機会が多い日常生活に、意思決定支援の難しさを感じます。

無自覚であっても先を見通した目標や考え方が“意思決定”であり、“意思決定”に基づいた“自己決定”であるかが重要なポイントになります。「私は1日の大半を寝て過ごす」というのは自己決定ですが、その自己決定は、本人（利用者）の意思決定に基づいた選択で、自分にとってだけでなく周囲の社会的環境を含めて最善の利益になるかということを支援者は考えなければなりません。

「学校に行きたくない」「たいにいいに行きたくない」「仕事に行きたくない」も同じでしょう。自分のことは自分で決めること、それを尊重しながら支援する。（通信No.45より抜粋）

過去の通信の内容を振り返りながら、食についての自己決定を考えます。近くてほしいものが手に入りやすいコンビニエンスストアの食品を選ぶのは個人の自己決定です。ただ、その選択した食品の情報を正確に知ることは誰しもできることではありません。生産者は「食べても大丈夫」と言っているのに対し、「食品添加物が入っているから食べてはダメ」と否定する意見あり、どちらの主張を支持するのか迫られたとき、支援者として子どもたちの何を第一に考え、尊重し、どのような姿勢で向かい合うべきでしょうか。安易に「食べても平気だよ」と子どもたちに話すことはできませんし、例え、「食べてはダメ」の考え方を支持しても、生活から一切排除するためには、相応の教養、意思、コンビニエンスストアに頼る必要のない生活が必要です。

支援者の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結します。白黒つけがたい事柄にあふれる社会で、時に私たちは、利用者の自己決定を、「○」か「×」かで示していかなければなりません。

たいにいい
のようす

写真掲載欄のため、内容を削除しております

意思決定支援とは

1. 意思決定支援の定義

障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。意思決定支援とは、知的障害や精神障害（発達障害を含む。以下同じ。）等で自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

厚生労働省：意志決定支援ガイドラインより

7月の予定

夏季長期休暇計画参照

7月 休業日

3日 4日
10日 11日
17日 18日
22日 23日
24日 25日
31日

